

## 地域主権改革における 都道府県労働局の対応検討事項

- 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」等における見直し事項への対応 ……1
- 自治体・国の雇用対策協定(首長の国への要請権の創設) ……………2
- 特区要望への対応 ……………6

# 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」等における見直し事項への対応

○地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(H20.12.8)、及び当該勧告を踏まえ策定した「出先機関改革に係る工程表」(H21.3.24 地方分権改革推進本部決定)における都道府県労働局の事務・権限の見直し事項のうち、未実施のものについては、**積極的に対応**(※)。

第二次勧告の見直し内容	検討の方向性
地方自治体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。	現行の職業安定法では、職業紹介は国の職業紹介と地方公共団体を含む国以外の職業紹介事業者による職業紹介に整理されているが、 <u>地方公共団体が自ら行う無料職業紹介事業は、民間の職業紹介事業者とは異なる性格を持つものであることから、現在同格に位置付けている民間の職業紹介事業者とは異なる位置付けを持たせることについて検討する。</u>
地方自治体が行う無料職業紹介事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。	<u>地方公共団体が自ら行う無料職業紹介事業において必要となる国の求人情報を、地方の職員が利用できる条件等を検討する。</u>
雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方自治体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、 <u>雇用保険受給資格決定に必要な書類の取次ぎについては、地方公共団体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにすることを検討する。</u>

※ 上表以外の見直し事項として、①「個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(関係機関の連携強化)」、②「賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施(民間委託の拡大等)」がある。  
①については対応済み、②については引き続き検討。

# 自治体と都道府県労働局（ハローワーク）の協働の推進

自治体と国がそれぞれ実施する雇用関連施策が密接な関連のもとに円滑・効率的に実施されることを目指し、両者が協働し一体となって対策を推進できる体制を構築する方向で検討

## ① 地域の実情に応じた効果的・効率的・機動的な対策の実施

- 自治体が希望する場合、自治体と国の協働の内容を定めた「**雇用対策協定**」(仮称)(次ページ参照)を締結（自治体と国の共同の目標値なども設定）
- 協定内容(自治体実施分を含む)の実施に当たって、自治体から**要請**があった場合は、**誠実に対応する義務**が発生

## ② 自治体と国の両者による進捗状況の把握・全体調整の実施

- 上記協定を結んだ自治体と国で構成する「**運営協議会**」を設置し、定期的に協定内容の実施状況をフォロー
- 協定内容は、自治体からの要請や雇用情勢などに応じて**随時改訂**

※1 現行では、毎年度、各都道府県において、労働局が雇用に関する施策の実施方針となる「**雇用施策実施方針**」を策定するが、策定に当たり知事の意見は聞くものの、反映させるか否かは**最終的には国が判断**

※2 国から自治体への「要請」の在り方についても併せて要検討

# 自治体・国の雇用対策協定（首長の国への要請権の創設）

自治体と国がそれぞれ実施する施策（自治体：雇用創出対策、福祉政策等 国：職業紹介、雇用保険、企業指導等）が密接な関連のもとに円滑・効率的に実施されるよう、両者が協働し一体となって対策の推進を図るために、一の協定を共同で策定。

自治体

協定内容実施の要請

国（労働局）

## 雇用対策協定のイメージ

「協定」に例えば以下の内容を盛り込むことが考えられる。（〇〇県or〇〇市雇用対策協定）

- 当該自治体の雇用失業情勢
- 自治体を実施する事業  
例 各種セミナーの開催、相談窓口、U・Iターン事業その他自治体独自の雇用対策
- 国が実施する雇用対策等の事業  
例 ハローワークで実施する職業紹介、就職指導、求人開拓、雇用保険、企業指導、助成金等の雇用対策
- 自治体と国が協働し一体となって実施する事業  
例 「ふるさとハローワーク(仮称)」の設置(例えば、誘致企業や創業企業の人材確保対策、福祉等の分野)  
自治体を実施する無料職業紹介事業への国からの求人情報の提供等  
共同主催による合同就職面接会  
学卒者支援(国と自治体による学卒者求人要請の実施、高卒・大卒就職ジョブサポーターを活用した学校との連携の強化)  
障害者・母子家庭の母・生活保護受給者等に対するチーム支援  
求職者に対する就業・生活に関するワンストップ相談の実施(求職者総合支援センター)  
自発雇用創造地域から提案された雇用対策の事業について、国からの委託により実施(パッケージ事業)  
地域の実情や創意工夫に基づき、地域の求職者等の雇用機会を創出する取組を支援  
(ふるさと雇用再生特別交付金・緊急雇用創出事業)

- 自治体と労働局の人事交流の実施

※地方議会への国(労働局幹部)の出席なども要検討。

# 雇用対策協定の先行事例（北九州市雇用対策協定）

北九州市

協定内容実施の要請

福岡労働局

## 北九州市雇用対策協定

平成22年3月31日

北九州市長・福岡労働局長

### 【項目立て】

- 市内の雇用情勢・課題
- 緊急的な雇用対策等
- 市と労働局との連携体制拡充による雇用対策
- 若年者向け雇用対策
- 子育て女性等向け雇用対策
- 中高年齢者向け雇用対策
- 障害者等向け雇用対策
- 生活保護世帯・母子家庭に対する就業支援等
- 職業能力形成
- 雇用対策に関する目標の設定

### 市と労働局の平成22年度目標

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 若年者の就職件数       | 約8,200人/年 |
| (2) 中高年齢者の就職件数     | 約6,700人/年 |
| (3) U・Iターン就職者数     | 約60人/年    |
| (4) 子育て中等の求職者の支援件数 | 約6,800人/年 |
| (5) 障害者の就職件数       | 約450人/年   |
| (6) 新規高校卒業者の就職内定率  | 95%程度以上   |

### 【具体的な対策例】

#### ○市が実施する事業

- ・市産業雇用戦略によるサービス産業を中心とした雇用創出
- ・企業誘致
- ・U・Iターン対策の実施 など

#### ○労働局が実施する事業

- ・法定雇用率達成・採用内定取消し回避のための企業指導
- ・雇用調整助成金等の支給の迅速化 など

#### ○市と労働局が一体となって実施する事業

- ・相互に連携・協力した求人確保要請・求人開拓
- ・合同就職面接会の開催
- ・ふるさとハローワークの設置
- ・パッケージ事業の実施
- ・ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業の実施と関連求人の充足
- ・生活保護世帯・母子家庭に対するチーム支援
- ・生活福祉・就労支援協議会の設置 など

### 【参考】

- 市から要請があった場合は、国に対応努力義務
- 協定の実施状況のフォローなどため、国と自治体の関係者で構成される運営協議会を設置
- 協定内容については必要に応じて随時改訂

# 雇用対策協定の参考事例（神奈川県雇用施策等実施方針）

## ○雇用施策実施方針（地方方針）

- ・各年度、各都道府県労働局ごとに、雇用に関する施策を講じるに際しての方針として策定
- ・策定に当たっては知事の意見を聴取

平成22年度 神奈川県雇用施策等実施方針  
神奈川県労働局・神奈川県（連名で策定）

### 【項目立て】

- 県の雇用情勢・課題等
- 労働局と県が共同して取り組むべき事項
  - ・緊急雇用対策
  - ・女性、若年者、中高年齢者、障害者の支援
  - ・福祉から雇用へ  
（住宅喪失離職者・生活困窮者・生活保護受給者などへの支援）
  - ・職業能力開発事業の推進
  - ・ワークライフバランスの推進
  - ・事業主への啓発・指導

など

県と労働局が一体となって実施する事業について方針を策定

- ・緊急雇用対策本部、緊急雇用政労使会議の開催等
- ・協働した雇用維持要請、雇用拡大要請、求人開拓
- ・ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業の実施と関連求人の充足
- ・求職者支援センター  
（生活支援の情報提供と職業紹介を一体的に実施）
- ・チーム支援の実施（障害者、生活保護受給者など）
- ・福祉・雇用協働協議会（仮称）の設置（県・各地域）
- ・合同就職面接会、企業説明会の開催

など

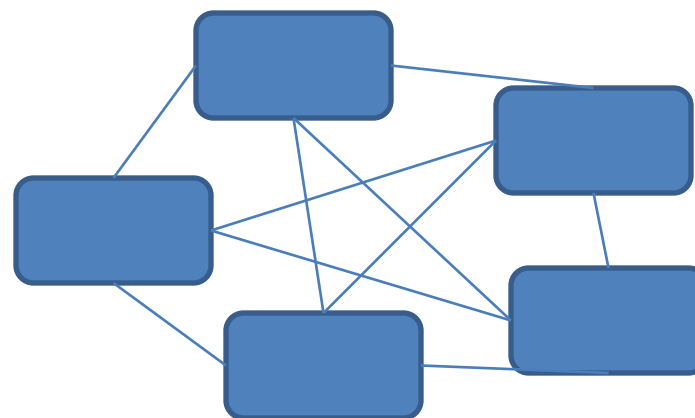
## 特区要望への対応

- 内閣官房が、政府が決定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(H21.12.8)に基づき、昨年12月から本年3月末まで構造改革特区の提案受付を実施。  
埼玉県が「**ハローワークの職業紹介に関する事務の先行移管**」を応募。
- 憲法第27条に基づく勤労権、及び第22条に基づく職業選択の自由を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しているハローワークについては移管は困難。ただし、**ネットワークに対する上乗せになっている人材銀行事業などの埼玉県への委託等(※)を含めた支援については検討**。

※当該事業の委託等は、ILO条約・労働政策審議会意見にも反しないと考えられる

埼玉県の具体的な要望を踏まえ、  
特区で対応することを検討

【参考】 ハローワークネットワーク (545所)



求職者の住所地・求人企業の所在地・離職企業の所在地をつなぐネットワーク  
(年間求職者703万人・年間求人760万人)